

情報公開

令和5年度の情報公開・個人情報開示の実施状況を公表します

- ▼情報公開実施状況
 - 決定区分 公開 2件
 - ・人口動態等の統計資料
 - ・職員の勤務の状況
 - 決定区分 部分公開 0件
 - 決定区分 非公開 0件
- ▼個人情報開示実施状況
 - 開示請求、訂正請求、利用停止請求ともに0件
- ▼問い合わせ先
 - 総務課 秘書広報係
 - ☎(62) 2111

お知らせ

廃校になった小学校の備品について

町では現在、昨年度末で廃校になった小学校のパイプ椅子と長机について、数量や備品の状態を確認しています。

区長などから備品の譲渡依頼がありましたので、確認作業が終わり次第、改めて備品譲渡に

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員による行政相談会を毎月1回、第3水曜日に開催しています。

ついて広報でお知らせします。



旧長瀬小で使用していたパイプ椅子



旧長瀬小で使用していた長机

▼問い合わせ先
教育総務課 教育総務係
☎(62) 5677

窓用軟骨伝導イヤホンを導入しました

町では、庁舎1階窓口(税務課、町民生活課、保健福祉課)に耳が聞こえにくい人向けの軟骨伝導イヤホンを設置しました。

このイヤホンは、耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みです。耳の入口付近に軽く装着するもので、音漏れも少なく聞き取ることができます。

行政相談委員は、行政に関する苦情や意見を受け付け、解決のためにお手伝いします。

お気軽にご相談ください。

- ▼開催日時
6月19日(水)
午後1時から午後3時まで
- ▼会場
町役場3階 第3委員会室
- ▼その他
相談無料・秘密厳守
- ▼問い合わせ先
総務課 秘書広報係
☎(62) 2111

人権擁護・行政相談委員合同相談会

人権擁護委員と行政相談委員による合同相談会を開催します。

人権擁護委員は、地域住民の人権の擁護と人権思想の普及・高揚を目的に活動しています。

人権問題でお困りの人は、この機会にぜひご相談ください。

- ▼開催日時
7月5日(金)
午前10時から午後3時まで
- ▼会場
町役場3階 第3委員会室
- ▼その他
相談無料・秘密厳守
- ▼問い合わせ先
総務課 秘書広報係
☎(62) 2111

お気軽にご利用ください。



集音器(左)とイヤホン

▼問い合わせ先
総務課 行政管理係
☎(62) 2111

募集

会計年度任用職員を募集します

町では、障がいのある人を対象としたパートタイム会計年度任用職員を募集します。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

- ▼募集職種と人員
庁舎等の管理業務 1人
- ▼雇用予定期間
任用の日から令和7年3月31日まで
- ▼給与等
月額7870円

クマに注意しましょう

今年の冬は気温が高く、クマの活動が活発になっていきます。

町内では4月に3件、5月には10件を超える目撃情報がありました。

農業用倉庫に入り、その後駆除した事案なども発生しています。

野外で活動する際には、ツキノワグマに出あわないよう、より一層注意をお願いします。

■遭遇しないための心構え

- 山野に入る場合には単独行動を避け、クマ鈴やラジオなど音のなるものを身につけて自分の存在を知らせる。
- ツキノワグマは早朝と夕方に活発に活動するため、朝

夕の入山は避ける。

■出会ったときに興奮しない、興奮させないために

- 遠くにクマがいるのを発見した場合は、慌てずそっと立ち去る。
- クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくり後ずさりながらクマから離れる。
- 背中を見せて逃げると、クマは本能的に襲ってくるので、走って逃げない。

▼問い合わせ先
農林課 農林整備係
☎(62) 2116



▲クマの足跡に注意
足跡の幅は、成獣で7~13cm

ペット

狂犬病予防注射の接種を忘れていませんか

生後91日以上の飼い犬は、室内犬・室外犬問わず年1回必ず狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。まだ受けさせていない飼い主は、必ず接種を受けさせるようにしてください。

注射後は、動物病院発行の証明書を通民生活課に提出し、注射済票の交付を受けてください。老犬や健康的な理由により、獣医師の診断のもと狂犬病の予防接種が猶予された場合には、医師から猶予証明書の発行を受け、町民生活課に提出してください。



▼問い合わせ先
町民生活課 環境係
☎(62) 2114

※ごみ(刈草・剪定枝を含む)を燃やすのは禁止です。

家庭の庭から出る草や剪定枝を燃やすことは、法律で禁止されていますのでご注意ください。

▼問い合わせ先
町民生活課 環境係
☎(62) 2114

意見箱

ご意見箱に寄せられたご意見と回答



●町政報告会の実施について

【ご意見】
先日(3月28日)令和5年度猪苗代町地域おこし協力隊活動報告会に参加しました。短い時間ではありましたが、町外からの地域おこし協力隊員が1年間熱心に取り組んできた内容をわかりやすく報告していただき、斬新なアイデアや工夫、熱心な取り組み、行動力、情報発信力に感激し、感動して、報告に聞き入りました。町外の若い力が猪苗代町を少しでも良くしようとの思いで試みたまざまな活動が、少しずつ成果を上げてきているように感じます。今後も、継続した熱い取り組み

生活

刈り取った草や剪定枝の処分の仕方

庭の雑草や庭木を剪定したときに出る枝は、「燃やせるごみ」として出すことができますが、そのほかにもさまざまな処分方法があります。次を参考に、ごみの減量化を図り適切に処分しましょう。

●堆肥化する
草や枝を微生物により発酵させ堆肥化し、再利用することができます。ごみとして出すのではなく、なるべく堆肥化し自家処理によるリサイクルに努めましょう。

●除草剤をまく
除草剤をまくなどして、雑草が生えるのを防ぐ方法もあります。除草剤は、使う場所や使う理由に合わせて、正しく安全に使用するようにしましょう。

●薪ストーブの燃料にする
剪定した庭木を薪ストーブの燃料として利用することもできます。なお、乾燥具合や薪に適した種類のかなどを確認し、ご利用ください。

●環境センターに持ち込む
大量の草や枝は、ごみ収集所

を期待したいと思えます。

そこで、このような報告会を町政についてもできないものかと思いました。町役場の取り組みは、日常生活の中に直接反映され、広報でも、また町議会等でも報告がありますが、1年の取り組み実績と課題、今後の計画等について、各課より直接町民に口頭報告いただける場があると、町民にとっては大変わかりやすく、町政への理解も深められるのではないかと思います。

【回答】
この度は、町地域おこし協力隊活動報告会にご参加いただきありがとうございます。同報告会は、協力隊の活動を知っていただくために毎年開催しており、多くの町民の皆さまに参加していただけるよう夕方に開催するなど、開催方法を検討し実施しているところです。

町政に関することは、これまでも「広報猪苗代」や「議会だより」などを活用し周知して

に出すことができません。大量の草や枝は、会津若松市にある「環境センター」に持ち込んで処分することができます。処分費用は無料です。事前に役場での手続きが必要ですので、町民生活課にお問い合わせください。

●ごみ収集業者に依頼する
草や枝を大量に処分する場合は、ごみ収集業者へ依頼し処分することもできます。処分費用等は直接事業者にお問い合わせください。

●「燃やせるごみ」として出す場合

刈ったばかりの草や枝は、水分や土が付着しているため、とても重く処分が大変です。刈り取ったら、天日干しをして十分乾燥させましょう。乾燥した草や枝はとも軽く、ごみ袋に大量に入れることができます。

ごみ収集所に出せる枝の大きさは、長さ60cm以内、直径10cm以内です。切り揃えてからひもで縛るか、袋に入れて出してください。



刈草と剪定枝の出し方

ります。

また、ご承知の通り、町議会は、選挙で選ばれた町長と町議会議員が、町民に代わって住みよいまちにしていくための方策や課題について話し合い、みんなの願いを実現しようとする場です。このことから、議会開催の都度、町政の課題や現在取り組んでいる事業について、町長が直接説明をさせていただいており、議会は、どなたでも傍聴が可能ですので、ぜひ傍聴ください。

さらに、町では町政に関する理解を深めていただくため、各団体・行政区などからの要望に応じて「町政出前講座」を実施しており、講座のメニューにない内容についても柔軟に対応できる運用を行っておりますので、ぜひ「町政出前講座」をご利用ください。

出前講座

「町政出前講座」を実施しています

町では、町民の皆さまとの協働によるまちづくりを推進するため、「町政出前講座」を行っています。

ここから下は広告欄です。お問い合わせは直接広告主をお願いします

有料広告募集中

町では、「広報猪苗代」に掲載する有料広告を募集しています。事業所の宣伝、広告などにぜひご活用ください。手続きや料金など、詳しくは下記にお問い合わせください。

☎総務課 秘書広報係 ☎(62) 2111



(いっしん)

除雪・草刈り承ります。

田んぼ、空地、アパート、庭の草刈り見積りだけでもok

☎ : 0242-77-6065

TEL : 090-6225-8583

庭木の手入れ枝切り等

担当：本田 敬一

- ▼講座メニュー
- ①防災について
 - ②猪苗代湖の水環境保全について
 - ③一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について
 - ④介護保険について
 - ⑤地域支え合いづくりについて
 - ⑥認知症について
 - ⑦有害鳥獣対策について
 - ⑧磐梯山ジオパークについて
- ※講座メニュー以外で説明を受けたい内容があれば、町政出前講座申込書に記入してください。
- ▼対象者
- ①町内に居住する個人または所在地を有する町民団体、事業所、学校、公的団体等が主催する集会・会合でおおむね10人以上の参加者がいること
 - ②個人の場合は行政区単位
- ▼開催日時
- ①町の休日を除く午後6時30分から午後9時の間で1時間30分程度
 - ②学校の場合は、授業時間内1時間30分程度
 - ③そのほか、申込者の希望する日時で1時間30分程度
- ▼申込方法 総務課備え付けの町政出前講座申込書にご記入の上、ご提出ください。
- ▼問い合わせ先
総務課 秘書広報係
☎(62) 2111